

平成29年(ワ)第24号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

原告 石丸勇 外607名

被告 長崎県 外1名

## 第1準備書面

平成29年11月6日

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

被告佐世保市訴訟代理人

弁護士 山口雅司

弁護士 藤井大祐



本準備書面では、原告ら第1準備書面及び第4準備書面に対して、必要に応じ反論する。

### 第1 差止請求の法的根拠の欠如（対第4準備書面）

#### 1 はじめに

答弁書でも言及したとおり、原告らが本件で主張する差止請求の根拠となる権利のうち、

②総体としての人間の存在そのもの、

③(c)良好な環境の中で生活を営む又はその環境を享受する権利、

④税金を有効かつ適切に利用される権利

に関しては、そもそもこれらの権利が、判例法理上も差止請求の根拠たり得ない（裁判規範性を有しない）ことについては、被告佐世保市答弁書第3・2項（1）でも述べたとおりであり、多言を要しないと思料する。

他方、原告らの主張する差止請求の根拠となる権利のうち、

①生命・身体の安全、

③(a)生命・身体の不安におびえず平穏に生きる権利

③(b)人間の尊厳を維持して生きる権利、

に関しては、いわゆる人格権に基づく差止の主張として抽象的には民事上の差止請求の根拠となり得るかのようにみられる可能性もあるので、原告らの第4準備書面を踏まえ、以下、補足して主張する。

## 2 判断基準～受忍限度論、違法性段階論及び蓋然性論

まず、そもそも人格権が差止請求の法的根拠となるか自体は、なお争いのあり得るところではある<sup>\*1</sup>。

仮に、人格権が差止請求の法的根拠として承認された場合には、差止められるかの判断基準としては、違法性、すなわち、被害が受忍限度を超えることが必要であるとされる（受忍限度論）。\*2

さらに、差止請求の場合には、損害賠償と異なり社会経済活動を直接規制するものであって、その影響が大きいのであるから、その受忍限度は、金銭賠償の場合よりも更に厳格な程度を要求されるものと言わねばならぬ（違法性段階論）<sup>\*3</sup> <sup>\*4</sup>、加えて、差止請求が認められるためには、受忍限度を超えた人格権侵害が発生することについて、差止を求める側が高度の蓋然性をもって立証する必要があるともされる（蓋然性論）<sup>\*5</sup>。

3 本件に関して~差止請求を基礎づけるだけの違法性は存在しない

(1) 前提～事業認定に基づく事業であること＝違法性の欠如

以上を前提に本件について検討するに、本件事業においては、土地収用法における事業認定の告示がなされているところである（甲 A1）。

すなわち、本件事業に関しては、水道事業においては水道法、長崎県の治水事業においては河川法等、個別の行政法に基づき計画されたものであり、事業認定庁においても、その公益性について、土地収用法 20

\*1 この点、大阪空港事件の上告審判決（最判昭和56年12月16日）における「差止請求の根拠となる『人格権』といつたものをどこまで権利として、ことに排他的な権利として構成することができるかは、きわめて困難な問題である」との団藤裁判官反対意見や、「いわゆる人格権ないし環境権という私権を承認し、その機能に基づいて被上告人らの差止請求を容認する見解には、法的安定の要請の見地から今直ちに賛同することはできない」との環裁判官反対意見にも留意されるべきである。

\*2 違法性の有無の判断要素として、「侵害行為の態様と侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為のもつ公共性ないしは公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか、被害の防止についてとりうる措置の有無、その内容、効果等の事情も考慮し、これらを総合的に考察して決すべき」が挙げられる（紀宝バイパス道路建設工事等差止請求上告事件（最判平成10年7月16日））。

\*3 かかる点につき、国道43号線訴訟上告審判決（最判平成7年7月7日）、二子玉川東地区再開発事業差止請求事件（東京地判平成20年5月12日）等。

\*4 前掲大阪空港事件の上告審判決における「差止請求のばあいの受容限度は、損害賠償請求のばあいのそれよりも一段と厳格なものであるべきである。」との環裁判官反対意見。

\*5琵琶湖総合開発計画工事差止等請求事件（大津地判平成元年3月8日）参照。

条各号、なかんずく、同条3号「事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること」という要件を満たすとの判断が、具体的には「当該土地がその事業の用に供されることによって得られる公共の利益と、当該土地がその事業の用に供されることによって失われる利益とを比較衡量した結果、前者が後者に優越する」(東京高判昭和48年7月13日・行裁例集24巻6・7号533頁、東京地判昭和59年7月6日・判例時報1125号25頁等参照)との判断が、既になされているのである。

上記の土地収用法20条3号該当性の判断は、前記の受忍限度論の判断とも相当程度重なりうると考えられるところ、かかる事業認定がなされている事実自体、端的に原告らが主張するような違法な人格権侵害など生じていない（受忍限度を超えた違法な侵害など存在しない）ことを強く推認させる。

(2) 個別の被侵害利益の主張についても差止請求を基礎づける違法性は見出しえない

また、上記(1)の点を措いても、そもそも原告らの主張する被侵害利益は、およそ差止請求を基礎づけうるようなものとは到底いえない。

ア 「生命・身体の安全」ないし「生命・身体の不安におびえず平穏に生きる権利」について

原告らが「生命・身体の安全」ないし「生命・身体の不安におびえず平穏に生きる権利」を被侵害利益として、権利侵害の事実があると訴状及び準備書面4でも主張するところは、結局のところやはり、石木ダム建設事業が進められることにより、本来あるべき治水対策が行われないから、生命・身体の安全が侵害される蓋然性が高いという点に尽きるようである。

しかるに、かかる主張については、答弁書でも言及したとおり、「石木ダム建設事業が進められること」により、「本来あるべき治水対策が行われ」ないという因果関係自体が存在しない（ましてや受忍限度を超えた人格権侵害発生の高度の蓋然性など、およそ想定できない）。加えて、原告らの上記のような主張を前提としたところで、そもそも「石木ダム建設事業の推進」自体を侵害行為、すなわち受忍限度を超えた違法性のある行為と捉えること自体（前記(1)の事業認定の存在を援用するまでもなく）不可能である。

この点に関する原告らの主張もまた、失当とすら言わざるを得ない。

#### イ 人間の尊厳および人格権の侵害との主張について

また、本件訴訟において、差止の根拠として原告らが主張している「人格権」の内実は、つまるところ、本件対象土地に住み続けること、あるいは、当土地で受け継がれてきた文化、環境を守るといったような内容に集約されるが、かかる抽象的な「居住継続利益」とでもいったような内容は、そもそも差止請求の根拠となりうるだけの特定性・排他性をもった「人格権」と評価できるのか疑問を差し挟まざるを得ないところである。

加えて、実際にも、本事業に限らず、どのような公共事業であれ、大なり小なり環境影響など財産権以外の何がしかに影響が存するものであり、原告らの主張は畢竟、「居住継続利益が存在する以上、事業の差止められる」との理屈に他ならないと思われ、かかる主張は、土地収用法という法体系自体の否定と言わざるを得ない。<sup>\*1</sup>

なお、本事業においては、仮に収用となつた場合においても、正当な補償が行われるほか、近傍地への集団移転を含む移転先の斡旋、生活再建支援、地域コミュニティ維持のための助成等々、最大限の対応が予定されていることは、被告答弁書において述べたとおりである。

居住する場所の選択、人間関係の構築などを「人間の尊厳」と称し、「絶対的に保護されるべきものである」とする原告の主張もまた、失当と言わざるを得ない。

#### (3) 小括

以上のとおり、原告らの主張によつても、本事業に関して受忍限度を超えた違法な利益の侵害があるとは到底いえず、原告らの主張は失当である。

### 第2 佐世保市の利水計画について（対第1準備書面）

本件訴訟は、原告らの被保全権利と侵害の事実が存することを前提とした差止請求であり、これらに関する原告らの主張に理由がないことは、第1において言及したとおりであり、本件請求は速やかに棄却されるべきである。

\*1 なお、原告らは、「騒音や日照といった快適で健康な生活に必要な生活利益についても、裁判例において人格権の一内容として族的に保護されるとの判断がなされている。そのため、こうばるで暮らす原告らの、これまで暮らして来た快適で平穏なこうばるでの暮らしを続けるという権利利益は、人格権の一内容として当然に保護される」などとも主張するが、生活妨害による人格権侵害と、本件のような適切な補償を伴う土地収用とは、全く事案を異にするものと指摘せざるを得ず、本件と騒音、日照を同列に扱う原告らの主張には飛躍がある

この点、被告佐世保市答弁書においては、石木ダム建設事業が必要性のある合理的なものであることについても、一定程度言及したものであるが、これに補充して、念のため、原告ら第1準備書面の主張のうち、行政法の枠組みや構成など、事業の理解に必要と認められる範囲において、改めて見解を示す。

## 1 石木ダム建設事業が適法な事業であること

原告らの主張は、つまるところ、①佐世保市の水需要予測が現実の水需要の実績に対して過大であること、②その予測手法は恣意的であり、水需要予測を実施するたびに予測手法が変遷していることが恣意的な予測が行われた証左であること、③保有水源を過小に評価していること、の3点に要約される。

### (1) ①について

被告答弁書において示したとおり、水道事業は水道法に基づくものであり、水道法は、憲法25条の生存権に由来し、水道法1条逐条解説において「安定供給が水道の最大の使命」とされている。この安定供給に關し、同法15条2項で「水道事業者は、当該水道により給水を受けるものに対し、常時水を供給しなければならない。」とされ、これを可能とする水道施設の整備においては法5条で「貯水施設は、渴水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること」が条件とされている。

佐世保市が石木ダム建設において、この「必要な貯水能力」を算定するに当たって実施したのが水需要予測である。「必要な貯水能力」の決定に当たっては、将来の目標年度を定め、将来の水需要の動向のほか、都市開発や地域経済の動向、地下水利用者の水道への転換、事故や災害のリスク管理、市政策や各種計画との整合、既存の水道施設の老朽化の状況や更新・改修計画など、給水を受けるものに対して常時水を供給することを確保するために必要な貯水能力を算定する必要がある。したがつて、水道は将来にわたって不斷に供給する義務があることから、水需要予測は、現実の水需要のみを想定したものではなく、上記を踏まえて常に先行的にい、確保している水源に対して給水量が上回り、貯水能力の不足を生まないように努める必要がある。このことを含め、水需要予測の各項目における予測手法の適正さについては被告答弁書において既に述べたとおりであり、原告らは、この水道施設整備に係る水需要予測の基本的理解を誤った主張を行なっており、失当である。

### (2) ②について

原告らは、被告佐世保市が過去に行った水需要予測を含めて、予測の実施のたびに予測手法が変遷していることを捉えて、それが「数字合わせの恣意的な予測が行われた証左」であるなどと主張している。

水需要予測を含む水道施設整備にかかる指針である「水道施設設計指針（日本水道協会発行）」において、「水道施設整備の基本計画の策定に当たっては、国や自治体が策定する長期的な地域・社会整備の方針を踏まえ（略）上位計画に配慮した人口予測や経済成長率等を反映させた的確な水需要予測などにより施設規模を検討するなど、適正な将来計画を策定する必要がある。」、「水源や水道施設は一旦整備されると数十年にわたって使用されるものであることから、各事業体を取り巻く自然的・社会的環境に応じ、リスクに十分に配慮した施設整備を進める必要がある。」、「各水道事業等は、自然的・社会的状況、需要水量の増減、水源の水量・水質的動向、需要者の意識、既存施設の問題点等に関する各種調査を行い、各水道事業等の特性に応じた施設整備に関する計画目標を設定する。」など、時々刻々と変化する様々な社会情勢等に適合した計画を策定することが必要であることが随所に示されている。

また、被告佐世保市は、石木ダム建設事業の推進にあたって、厚生労働省の国庫補助を受けて進めており、平成11年度以降の水需要予測は、この国庫補助の採択・継続の要件である事業評価の一環として行ってきた。事業評価は、厚生労働省が示す「水道施設整備事業の評価実施要領」等に基づき行うもので、同要領では「社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて事業の見直し等を行う再評価を実施する」ことが示されている。

すなわち、水需要予測は、実施時点の社会経済情勢に基づいて行われるべきものであり、過去の水需要予測からの時点修正で対応するような連続性を有するものではなく、実施時点における実績値、現存する諸計画、経済情勢、企業動向、気象条件等の各要素に基づき、適宜、最適な予測を行なうものである。

したがって、過去の水需要予測と平成24年度の水需要予測では、当然に事業をめぐる社会経済情勢等が異なるものであるから、その予測手法も必然的に変化するものである。

原告らは、この水需要予測の基本的な性格についての理解を誤った主張を行なっているものであり、失当である。

### (3) ③について

原告らは、本市が保有する水源のうち、慣行水利権を含む水道法の認可を得ていない不安定水源について、現実には認可水源と同等の能力があり、佐世保市の水道需給計画における保有水源から排除している佐世保市の計画は、石木ダムありきの恣意的なものである旨を主張している。

しかし、これも被告答弁書で示したとおり、水道法における認可において、水道法7条に基づく水道法施行規則1条の2では「取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類」を示すことが求められており、これ

について水道法 8 条に基づく水道法施行規則 6 条において、「取水にあたって河川法第二十三条の規定に基づく流水の占用の許可を必要とする場合にあっては、当該許可を受けているか、又は許可を受けることが確実であると見込まれること。」とされている。

つまり、河川を水源とする場合においては河川法の許可が水道法の認可の条件とされており、被告佐世保市は、この河川法 23 条の許可を得ている水源について認可を受けているものである。

水道法が常時給水を義務として、水源については確実な取水を裏付ける根拠として河川法 23 条の許可を求めているからには、水道の需給計画を策定するにあたって、保有水源に当該許可を得ていない水源を算入することは不適切であり、また、河川法 23 条の許可は、当該河川の河川管理者である長崎県の権限において行われるものであるから、佐世保市が河川法の許可について恣意的に行う余地があるものではないことは明らかである。

また、原告らは、この不安定水源について、実質的には安定的な取水ができる等の主張を重ねているが、佐世保市ではこれまでに度々給水制限の実施を余儀なくされており、これら不安定水源から十分に安定して取水できたのであれば、このような給水制限に追い込まれることはなく、原告らの主張は、渇水の実態の面からも理由がないことは明らかである。

以上